

令和4年第1回  
河内町議会定例会会議録 第2号

令和4年3月16日 午前10時10分開議

1. 出席議員 10名

1番	山本	豊君	2番	佐川	洋司君
3番	高橋	利彰君	4番	牧山	龍雄君
5番	高橋	稔君	7番	諸岡	周示君
8番	服部	隆君	10番	星野	初英君
11番	大野	佳美君	12番	宮本	秀樹君

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町	長	野澤	良治君
総務課	長	諏訪	洋一君
企画財政課	長	北澤	雅志君
秘書広聴課	長	小島	孝裕君
経済課	長	坂本	紀幸君
上下水道課	長	香取	秀一君
教育	長	鈴木	裕之君
町民課	長	石山	茂樹君
税務課	長	石山	哲也君
子育て支援課	長	足立	誠君
福祉課	長	吉田	茂久君
出納室	長	山田	さつき君
都市整備課	長	仲代	直人君

1. 出席事務局職員

議会事務局長 伊藤英樹

1. 議事日程

## 議 事 日 程 第 2 号

令和4年3月16日（水曜日）

午前10時10分開議

### 議事日程

- 日程1. 一般質問
- 日程2. 議案第1号 河内町産業観光交流拠点施設の設置及び管理等に関する条例の制定について
- 日程3. 議案第2号 河内町課設置条例等の一部を改正する条例
- 日程4. 議案第3号 河内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程5. 議案第4号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程6. 議案第5号 河内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程7. 議案第6号 河内町税条例の一部を改正する条例
- 日程8. 議案第7号 河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程9. 議案第8号 稲敷市、稲敷郡町村及び一部事務組合公平委員会規約の読点の表記を改める規約の制定について
- 日程10. 議案第9号 令和3年度河内町一般会計補正予算（第7号）
- 日程11. 議案第10号 令和3年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程12. 議案第11号 令和3年度河内町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程13. 議案第12号 令和3年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程14. 議案第20号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程15. 議案第21号 町有財産（旧長竿小学校）無償貸付の変更契約について
- 日程16. 議案第22号 訴えの提起について
- 日程17. 議案第13号 令和4年度河内町一般会計予算
- 議案第14号 令和4年度河内町国民健康保険特別会計予算
- 議案第15号 令和4年度河内町介護保険特別会計予算
- 議案第16号 令和4年度河内町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第17号 令和4年度河内町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第18号 令和4年度河内町下水道事業特別会計予算
- 議案第19号 令和4年度河内町水道事業会計予算
- 日程18. 議案第23号 旧みずほ小学校体育館及びプール解体工事請負契約について
- 日程19. 閉会中の所管事務調査の件

### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程1. 一般質問

- 日程 2. 議案第 1 号
- 日程 3. 議案第 2 号
- 日程 4. 議案第 3 号
- 日程 5. 議案第 4 号
- 日程 6. 議案第 5 号
- 日程 7. 議案第 6 号
- 日程 8. 議案第 7 号
- 日程 9. 議案第 8 号
- 日程 10. 議案第 9 号
- 日程 11. 議案第 10 号
- 日程 12. 議案第 11 号
- 日程 13. 議案第 12 号
- 日程 14. 議案第 20 号
- 日程 15. 議案第 21 号
- 日程 16. 議案第 22 号
- 日程 17. 議案第 13 号  
議案第 14 号  
議案第 15 号  
議案第 16 号  
議案第 17 号  
議案第 18 号  
議案第 19 号
- 日程 18. 議案第 23 号
- 日程 19. 閉会中の所管事務調査の件

---

午前 10 時 10 分開議

○議長（牧山龍雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してございます議事日程のとおりでございますので、御了承くださるようお願いいたします。

---

○議長（牧山龍雄君） 日程 1、一般質問でございます。

お手元に配付してございます一般質問事項表により質問を許可します。

1、農業者支援について、庁舎機能とその改善について、過疎指定については、諸岡周

示君からの質問です。

諸岡周示君、登壇をお願いします。

〔7番諸岡周示君登壇〕

○7番（諸岡周示君） 皆さんおはようございます。7番諸岡周示です。

前町長の逮捕という衝撃な出来事が町内に走りました。私も応援した1人として、そして同級生として、非常に困惑し、残念でなりません。今後の事件の捜査を見守るしかないと思っております。そして、現職時代というようなことで、捜査協力の依頼があれば、町当局におかれましても丁寧な対応をお願いしたいと思っております。

さて、コロナ禍でいろいろな面で経済に大きな影響が出てきている中、そして、ロシアのウクライナ侵攻により世界的にその行動に対して制裁決議が出され、それによって世界経済にかなりの影響が今後出てくるのではないかとされておりまして。

それでは、通告により、今回の質問は先ほど触れましたけれども、コロナ禍により非常にダメージが大きく、また、燃料や肥料代など値段が高騰しております。そのようなことから、町の基幹産業である農業の農業者支援についてどのように考えているのか。2番目として、私も、ほか同僚議員の皆さん、幾度なく庁舎機能と改善について、再度質問をしたいと思っております。3番目として、この4月から河内町が過疎地域指定になります。今後の町の基本的な考え方について質問をいたします。

詳しいことは自席にていたしますので、担当課長、そして野澤町長には分かりやすく、そして丁寧な答弁をよろしく願いいたします。

○議長（牧山龍雄君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） まず初めに、担い手確保を含めた、今後の農業者に補助金の制度の拡充をしてほしいというようなことであります。

以前、私も同じような質問をいたしまして、今年度の予算にも計上されていますけれども、あのかのときの答弁だと、3年くらいかけて補助金を出すというようなことでしたけれども、補助申請すれば誰にでも受けられるのか、そして担い手が従事する面積や年齢、そしてその取組内容には関係するののかを、経済課長にちょっと答弁をお願いしたいと思います。

○議長（牧山龍雄君） 坂本経済課長。

○経済課長（坂本紀幸君） 諸岡議員の御質問にお答えいたします。

担い手の確保の状況につきましては、2020年農林業センサスの農業従事者数で見ますと、5年前の726人から617人へと109人の減となり、割合といたしましては約15%の減少となっている状況でございます。また、経営面積が5ヘクタール未満の農業者が農業者全体の約8割を占めている現状からも、地域農業を下支えしている中小規模の農業者に対する支援が必要と考えられます。

このようなことから、町では来年度より農業用機械等の導入に係る支援事業の実施を予定しており、当初予算にも所要額の1,250万円を計上させていただいているところでござ

ございます。

前回12月議会での町長からの答弁にもありましたとおり、この支援事業は、今後3か年を目途に継続して行うことで、地域農業を支える農業者の方々に幅広く御活用いただき、農業従事者の減少にも歯止めをかけながら、農業経営の安定化とともに、持続可能な地域農業の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

主な事業の概要といたしましては、補助の対象者は町内に住所を有する認定農業者や新規就農者、人・農地プランに位置づけられた中心経営体であり、国や県の補助金の交付を受けた方は、事業目標の達成や交付年度から3年を経過していることを要件とする予定です。また、農業経営の面積規模や農業者の年齢での制限は設けませんが、導入する農業用機械等の耐用年数相当の期間を、今後も営農を続ける意思を確認させていただくことを予定しております。

補助割合及び補助金の額といたしましては、農業用機械等の導入に係る補助対象経費の10分の3以内で50万円を限度とし、運搬用トラックやフォークリフトなどの汎用性が高く、農業の用途以外にも使用できる機械は対象とはしない予定です。

このような事業を進めるに当たりましては、事業採択の要件に係る経営面積の拡大や販売金額の増加、経営コストの縮減など、目標を達成する仕組みも取り入れながら、担い手の確保、育成とともに、農作業の効率化や生産性の向上にもつながる効果的な支援事業にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） ありがとうございます。

次に、野澤町長に質問したいと思うんですけれども、次期作の支援について、先ほど冒頭に申しましたように、非常に世界情勢が不安定の中で、燃料や肥料が必要に高騰しております。そして、昨年からですけれども、主食米の米が1万円を切る中で、今後継続していくにも不安があります。

農水省では、人・農地プラン、先ほど課長が言われましたように、策定前に農業委員会やJA、そして土地改良区、そして中間管理機構などによる関係者の協議会を設けて、農業利用保全に分類するような地域計画をする方針が、先日法定化するように出されました。新聞で見ましたけれども、そんな中で、町においても、そのような今後計画や、あとは若い人たちも担い手を含む勉強会などの開催などをする支援、そして新規に取り組む人、そういう皆さんに何か支援はできないかと、そういうようなことを思うんですけれども、野澤町長のお考えをお願いしたいと思います。

○議長（牧山龍雄君） 野澤町長。

○町長（野澤良治君） 諸岡議員の質問にお答えします。

諸岡議員が言われた、人・農地プランの法定化というのは、3月1日に日本農業新聞に

掲載された記事から質問されたのかなというふうに思っておりますけれども、これも今後策定するまでに3年間の準備期間を要して、いろいろな問題を解決していくというのが現状にもあります。そして、質問のように、町で今後どのような支援策が行えるかということでございますけれども、これもやらなくてはいけないというのを痛感しているところでもございます。

今までの協議会もいろいろなものがありますが、その協議会とは別に、新しく就農する方、そして若手の担い手の育成をどんなふうに支援していったらいいかというのを、勉強会等をまずは開催して、そしてその中で農業委員会、またJA、そして土地改良、また県、そして中間管理機構等も交えながら協議をしていって、様々な議論の中で問題提起をしていただきまして、町でできる支援策を見出していければというふうに思っています。

その中で大事なことは、やはりいろいろな情報共有、そして市場調査、そして先進地の視察等、次のステップに進めるようなことをやっていくのが重要だというふうに思います。また、稲作に関しましては、集積化、AIを含めた機械化というのがどんどん進んでおりますので、その辺も含めて、また、米以外の農作物、ブランド化も含め様々な取組について、農家の皆さんがこれから自立して食べていけるようなことを進めていきたいと思えます。補助金には限度がありますので、やはり創意工夫をしていただけないといけない部分もあるのかなというふうに思います。

また昨日、メガファーム育成事業というものがあまして、知事が肝煎りで100ヘクタールの集積化ということで、茨城県で四つの市町村が選定されまして、潮来市、そして稲敷市、河内町、結城市ということで、稲敷市は去年、山口ファームさんが100ヘクタール達成しまして、今年、河内町のKファームNAITOさんのほうが101ヘクタールということで無事に達成をできたということで、昨日、農林水産部長、そして県知事のほうにその結果報告ということでお伺いしまして、私も同席をしたんですけれども、やはりこれからの農業は大きく、大規模にしていかなないとなかなか行き残れないだろうということで、いろいろな今回の事業では支援をしたということもございます。

内藤さんのところでも国や県のほうの支援を受けまして、集積をしたり、AIの機械を買ったりということで進めております。それで、これを起爆剤として、モデル事業にもなりますので、100ヘクタールには満たなくても、35、50と大きくしていくようなことも参考にしながらやっていければと思います。

県ではメガファーム、この次はないんですけれども、継続して集積化は進めていくというふうな知事の答弁もいただきましたので、その辺も含めて、県のほうでも支援がありますから、それと土地改良区、そして様々な団体、そして町の経済課も含めて、どうしたらこれから農業が生き残っていけるかというのは早急に考えていかなければいけないと思えますので、その辺は皆様にもいろいろな情報を出していただきながら、先に見える農業の支援をしていきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（牧山龍雄君） 諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） ぜひとも町の支援をしていただいで、これからお願いしたいと思うんですけども、なかなか今、農業委員会等々でも集積がもう3年も私かけていると思うんですけども、進んでいない。それでは、これからやろうとする新規の人たちも非常に不安があると思うんですね。ぜひとも野澤町長、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、庁舎機能とその改善について、二、三、質問をいたします。

この質問は、幾度となくここ数年質問された中ですが、現在、私もこの間びっくりしたんですけども、昼休み、車の中でお弁当食べていると、非常に、えっ、そういうことがあったかというようなこと、職員の皆さん、大変だなということを痛感したんですけども、職場環境の庁舎内は非常に私は悪いと感じております。

以前も答弁には、考えて改善する改善するとありながら、なかなか改善されていない。ましてや来庁する住民の皆さんに対してもいい行政サービスは、私できないと思うんですね。職員の皆さんもモチベーションが下がる。

それで、担当課長に質問しますけれども、今まで改善策、これから改善しようと思っている。そのようなことをどのように考えているのか、総務課長にちょっと答弁をお願いしたいと思います。

○議長（牧山龍雄君） 諏訪総務課長。

○総務課長（諏訪洋一君） 諸岡議員の御質問にお答えいたします。

役場本庁舎は昭和44年に建築されておりますが、既に50年以上が経過しております。

施設管理の問題としては、行政事務の執務スペースや共用の会議室等も不足しております。設備等の老朽化が進むことによる修繕費や光熱費等の維持管理費の負担も大きくなっております。また、役場本庁舎は、町の災害対策本部が設置される防災拠点ともなるため、平成23年に耐震補強工事を行っておりますが、今後発生が想定される茨城県南部のプレート境界地震や首都直下地震等に対して、防災拠点としての機能が十分に発揮できるかという懸念もございます。

御質問において、役場本庁舎内の職場環境が悪いため、来庁する住民の方への行政サービスや職員のモチベーションにも影響するのではないかと御指摘をいただきました。

町はこれまで新型コロナウイルスの感染拡大防止対策及び職員の福利厚生等の観点から、役場本庁舎の2階会議室等が利用されていない時間帯に職員の食事や休憩スペースとして開放するなど、手狭な役場本庁舎を少しでも有効活用することについて取り組んでまいりました。また、令和4年4月には、役場本庁舎内の旧空調室を事務室として改修し、第2分庁舎の企画財政課が移転することや、役場本庁舎北側にあるN A A茨城地域相談センターが、既存のかわち直販センターを改修して町産業観光交流拠点として整備を進めている施設内へ移転することが予定されておまして、その空きスペースを職員の休憩室や住民

の方等との相談室、また、業務の打合せ等に活用することを検討しております。

役場本庁舎機能とその改善策等については以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） ありがとうございます。そこで以前、新庁舎検討庁内会議及びワーキンググループ、そういうのが設置されたと思うんですけども、その中でどのような検討をなされたのか、そして、新庁舎建設ともなると大きな財政負担が伴いますが、私は、外部の有識者等も含めて新庁舎検討委員会の設置を予定しているというような答弁、以前ありましたけれども、早期にやったらいいんじゃないかなと思っています。

先ほど課長が言われたように、この庁舎は昭和44年に建設された建物であり、今日この会議入る前にちょっと説明会があったときに、2階のほうはちょっと斜めになって滑っているというようなことをほかの議員からもあったんですけども、1階でも多分斜めになっているところも聞くんですね。

そこで、私は建設をありきではないんですけども、早急にこの検討委員会の設置を立ち上げて、やっていただけないかと。以前は、こども園があるので、なかなか検討委員会できないという。やる、やらないは別にしても、検討委員会の立ち上げはできると思うんですね。

その辺、総務課長、どうお考えか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（牧山龍雄君） 諏訪総務課長。

○総務課長（諏訪洋一君） 私からこれまでの本庁舎検討庁内会議等における検討の経緯等について、改めてお答えいたします。

町は、現在の手狭で老朽化した役場本庁舎の現状を踏まえ、課題を整理し、新庁舎整備を含めた総合的な検討を行うために、平成30年度に課長等の管理職員により構成される新庁舎検討庁内会議を設置し、検討を進めてまいりました。また、各課から選ばれた若手職員によるワーキンググループも結成し、管理職員から若手職員まで、幅広い年齢層の職員の意見を取り入れた検討を行っております。

管理職員による新庁舎検討庁内会議及び若手職員によるワーキンググループでは、それぞれの視点から新庁舎整備について、将来のまちづくりの拠点となり、行政サービスの向上や利用者の利便性、また防災拠点等の複合的な役割を担うものとして、総合的な検討を行ってまいりましたが、新庁舎庁内会議等の検討においては、職員の福利厚生施設等の必要性についての意見も出ておりました。

町は、新庁舎検討庁内会議の検討結果を踏まえて、外部の有識者等も踏まえた町新庁舎検討委員会の設置も予定しておりましたが、先ほどの御質問の中にもございましたが、認定こども園の統合実施に向けた事業等の検討が先行することとなり、現時点において、新庁舎整備に係る具体的な事業計画等は作成されてはおりません。

私から以上です。

○議長（牧山龍雄君） 諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） そこで再度、今の件で野澤町長、御見解をいただければお願いしたいと思います。

○議長（牧山龍雄君） 野澤町長。

○町長（野澤良治君） ただいま総務課長の答弁のとおりというとな何も質問に答えていないということになりますので、私も平成31年4月作成の新庁舎検討庁内会議意見案というものを全て見せていただきまして、結構いろいろな角度から検討した経緯があります。その中には、現状での課題、そして新庁舎の規模、事業費、そして建設の位置、また財源、そういうものを検討しておりますので、今後、たたき台として非常に重要だと思っておりますので、さらに整理をしまして、令和4年度中に外部の有識者も含めた検討委員会を立ち上げて、様々なことを協議していければというふうに思っています。

50年以上経過している建物ですので、茨城県44市町村の中で多分一番古いという規模にもなっておりまして、やはりこれから住民サービスを行う上でも非常に不便なこともありますし、水害や地震、そして大規模な災害時に機能不全等に陥らないためにも、早急に計画立案することが大事だというふうに思います。そして、その中で一番大事なことは、住民に対して、やはり意識調査なりアンケート等も参考にしながら、理解度を少しずつ深めていって、どうしても庁舎が必要だというふうな形を少しずつPRしていくのも大事なのかなというふうに思いますので、その辺も含めて、令和4年度中に一步前進させていきたいと思っておりますので、その辺で御理解いただきたいと思っております。

○議長（牧山龍雄君） 諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後の質問になります。

4月から、過疎地域指定に河内町になります。そうしますと、過疎の交付税措置が受けられるようになります。

これから国にその事業計画を提出するようになると思っておりますけれども、対象事業が産業振興施設などとか厚生施設、そして教育文化施設、そして交通通信施設等など、ハード、ソフト面でいろいろな計画をこれから考えると思うんですけれども、これからのまちづくりに対して、野澤町長の再度御見解をお願いしたいと思います、この過疎についての。よろしくお願ひします。

○議長（牧山龍雄君） 野澤町長。

○町長（野澤良治君） 過疎の件で答弁をさせていただきます。

諸岡議員から質問があったように、過疎対策事業債というものは市町村計画に基づき行う事業でありまして、その財源を基に特別に発行が認められた地方債ということでございますので、充当率は100%です。そして、その元利償還金の70%を普通交付税に算入されるということでございますので、具体的には3割が町、7割が国で負担して行える事業と

ということになりますので、令和4年度は今のところ5,200億円という予算規模で、全国の800余の過疎地域のところに配布というか、財源が配られるということになります。

そして、町としましては、3月15日、昨日までを目標に、各課で必要とされる事業内容を精査していただきまして、検討しております。それを企画財政課のほうと調整しながら進めている最中でもございまして、予算要求規模等を精査、調査して、町としての方向性をきちんと説明し、また優先順位を決めて、必要とされる施設等から順次、進めていきたいというふうに思います。

その中で、令和4年度に関しましては、新設の認定こども園の建設がありますので、まずはそちらのほうに財源充当しまして、その後、旧直販センターの解体、また、建設工事等も進めてまいりたいと思います。また、そのほかにも町道の整備事業、また、公民館の老朽化に伴う新築や建て替えということもございまして、また農業振興、そして6次化や担い手の問題、また企業誘致、雇用対策、様々な分野で該当するものを優先順位を聞きながらやっていこうというふうに思います。5年内の計画ということでございまして、その辺は皆様の声を十分に聞きながら、必要なものから進めていきたいと思います。

ただ、そこで一つだけお願いしたいのは、この過疎債を使って何でもできるというふうに言われてしまうと、何でもできるわけではございませんので、どうしても必要なものからできることからやっていきたいと思います。貴重な財源ですので、より有効的に進めることが大事だというふうに思いますので、その辺は皆様にも御理解をしていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（牧山龍雄君） 諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） 今、過疎の、町長いろいろ言われましたけれども、これからいろいろな面で、この町は過疎債を使いながら事業をやると言うんですよ。そのためには、やっぱり、オール河内でやっていかないとなかなか難しいと思うんですけれども、執行部の皆さんにおかれまして、これから大変でしょうけれども、そういういろいろなまちづくりに関して、再度、もう一度自分を振り返りながらお願いしたいと思っております。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（牧山龍雄君） 以上をもちまして、一般質問を終了いたします。

---

○議長（牧山龍雄君） 続きまして、日程2、議案第1号 河内町産業観光交流拠点施設の設置及び管理等に関する条例の制定について議題といたします。

議案第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（牧山龍雄君） 日程3、議案第2号 河内町課設置条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第2号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（牧山龍雄君） 日程4、議案第3号 河内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第3号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（牧山龍雄君） 日程5、議案第4号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第4号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（牧山龍雄君） 日程6、議案第5号 河内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第5号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（牧山龍雄君） 日程7、議案第6号 河内町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第6号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（牧山龍雄君） 日程8、議案第7号 河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第7号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（牧山龍雄君） 日程9、議案第8号 稲敷市、稲敷郡町村及び一部事務組合公平委員会規約の読点の表記を改める規約の制定についてを議題といたします。

議案第8号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第8号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（牧山龍雄君） 日程10、議案第9号 令和3年度河内町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

議案第9号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第9号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（牧山龍雄君） 日程11、議案第10号 令和3年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案第10号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第10号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（牧山龍雄君） 日程12、議案第11号 令和3年度河内町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案第11号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第11号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（牧山龍雄君） 日程13、議案第12号 令和3年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案第12号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第12号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（牧山龍雄君） 日程14、議案第20号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案第20号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第20号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（牧山龍雄君） 日程15、議案第21号 町有財産（旧長竿小学校）無償貸付の変更契約について議題といたします。

議案第21号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第21号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（牧山龍雄君） 日程16、議案第22号 訴えの提起についてを議題とします。

議案第22号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第22号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（牧山龍雄君） 日程17、議案第13号から議案第19号を一括して議題といたします。

この件につきましては、3月9日の本会議において、予算審査特別委員会に付託しまし

た、令和4年度河内町各会計予算の計7議案についてでございます。

ここで、委員長により審査の結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長星野初英君、登壇願います。

〔予算審査特別委員長星野初英君登壇〕

○**予算審査特別委員長（星野初英君）** 予算審査特別委員会審査報告をいたします。

去る3月9日開催されました令和4年第1回河内町議会定例会におきまして、予算審査特別委員会に付託されました案件について、審査の結果を御報告いたします。

議案第13号 令和4年度河内町一般会計予算

議案第14号 令和4年度河内町国民健康保険特別会計予算

議案第15号 令和4年度河内町介護保険特別会計予算

議案第16号 令和4年度河内町介護サービス事業特別会計予算

議案第17号 令和4年度河内町後期高齢者医療特別会計予算

議案第18号 令和4年度河内町下水道事業特別会計予算

議案第19号 令和4年度河内町水道事業会計予算

以上7議案について、3月9日、10日の2日間にわたり全委員出席の下、委員会を開催し、各担当課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、付託された案件は全て原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の詳細につきましては、議長を除く全議員が当委員会の委員でありますので割愛させていただきます。

以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で委員各位から出されました質疑、意見等について十分に意を用いられ、事務の執行に当たられるよう申し上げ、予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

令和4年3月16日

予算審査特別委員会委員長 星野初英

○**議長（牧山龍雄君）** 御苦労さまでした。予算審査特別委員会からの報告は終わりました。

お諮りいたします。

議案第13号から議案第19号は、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（牧山龍雄君）** 異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

議案第13号から議案第19号につきましては、予算審査特別委員会の審査結果のとおり可決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号から議案第19号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（牧山龍雄君） 本日提出されました日程18につきまして、審議に入るに当たり、執行部より提案理由の説明を求めます。

野澤町長。

〔町長野澤良治君登壇〕

○町長（野澤良治君） 本日提出いたしました、議案第23号 旧みずほ小学校体育館及びプール解体工事請負契約についての提案理由を御説明申し上げます。

本件は、令和4年2月25日に一般競争入札に付した工事について、請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、審議方よろしくお願ひします。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。提案理由の説明は終わりました。

○議長（牧山龍雄君） 日程18、議案第23号 旧みずほ小学校体育館及びプール解体工事請負契約について議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 議案第23号 旧みずほ小学校体育館及びプール解体工事請負契約に係る概要について御説明申し上げます。

本件は、令和4年2月25日に一般競争入札に付した工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的につきましては、旧みずほ小学校体育館及びプール解体工事でございます。

契約の方法は、一般競争入札。

契約金額は1億934万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税が994万円。

契約の相手方は、大昭建設株式会社でございます。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

議案第23号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第23号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（牧山龍雄君） 日程19、閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の各委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した閉会中の所管事務調査の申出がありました。お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の調査事項にすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり閉会中の調査事項とすることに決しました。

---

○議長（牧山龍雄君） 以上をもちまして、今期定例会の全日程が終了いたしました。

これによって、令和4年第1回河内町議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午前10時59分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

河内町議会議長

河内町議会副議長

河内町議会議長

署名議員

署名議員